

◆よくある御意見・御質問への回答（令和5年3月版）

通し番号	件名	質問・要望要旨	文科省からの回答
1. 総論			
1001	ローカルルール事務連絡の適用範囲について	文部科学省所管の独立行政法人（国立研究開発法人含む）の場合、平成29年3月24日付の事務連絡「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における研究費の管理・使用について」の対象とはならないのか。	文部科学省においては、国立大学法人等に対して「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における研究費の管理・使用について」（平成29年3月24日事務連絡）を発出したところですが、文部科学省所管の各独立行政法人に対しても、研究者等の負担を軽減するとともに、研究支援業務に関する事務の効率化を図る上での参考としていただくため、同内容を共有し、各法人における適正かつ効率的な研究費の管理・使用に努めていただくようお願いしているところです。
2. 研究機関における使用ルールについて			
2001	出張前後の私用や移動日について	休日の前後に出張が入り、休日に移動することで半日ないし1日休日がなくなった場合、半休や振替日を有休消化なしで設定できるよう明示して欲しい。	休日に移動のみを行う場合、移動時間中は大学の指揮命令下にあると言えず労働時間にはあたらないため、振替の対象とはなりません。 （厚生労働省労働基準局長通達「昭和23年3月17日 基発461号」「昭和33年2月13日 基発90号」に基づく取扱いです。）
2002	出張における回数券使用について	とある国立大学法人において、出張での移動の際に回数券の利用を義務づけているのは、ローカルルールにあたるのではないのか。	各国立大学法人は、限られた貴重な財源を効率的・効果的に執行するため、経費の節減に向けた様々な取組を行っており、回数券の利用もその一環であると考えております。 しかし、何らかの事情により、回数券が利用できない場合も想定されるため、各国立大学法人においては、その場合の取扱いについて配慮する必要があると考えます。
2003	出張における必要書類について	空港税・燃油サーチャージ、保険料、国内空港使用料等の各記載がある領収書の提出を求められた。このような複雑な領収書は必要なのか。	航空代金の中には、国内空港使用料や旅行代理店の発券手数料など、消費税が課税される料金と海外の空港税など課税されない料金が混在しているため、適切な会計処理を行うために明細が必要とされているものと考えられます。 ただし、必ずしも領収書に記載されている必要はなく、e-チケット控えや代理店の見積書などを利用して確認することが可能と考えます。
2004	外貨での立替払いについて	外貨での立替払いをクレジットカードで行った際の通貨換算方法について、ご教示いただきたい。	通貨換算方法について、文部科学省として統一ルールを定めているものではないため、各機関のルールに従い処理いただくこととなります。

2005	異なる用務先への連続した出張における旅費の執行について	異なる用務先への連続した出張において、所属機関から、先の用務終了後に一度勤務先に戻ることができる日程であれば、宿泊費を支給することはできないとの回答があった。 後の用務では午前中から学会に出席する必要があり、移動の負担もあるため、一連の出張として二つの出張間の宿泊費の支給を認めてほしい。	旅費の執行については、文部科学省として統一のルールを定めているものではないため、各機関における旅費規程に基づき計算されます。 今回のケースにおいては、個別に出張する場合の交通費と、一連の出張とした場合の交通費及び出張間の宿泊費を比較して、一連の出張として整理した場合の経費が安価である場合には、出張間の宿泊費の支給が認められるものと考えます。 各機関におかれては、異なる用務先への連続出張について、全体の経路及び方法を確認し、経費や時間等を考慮したうえで、合理的な判断に基づき、適正に旅費を執行いただくようお願いします。 なお、合理的な経路及び方法等を判断する際には、「国立大学法人及び大学利用機関法人における研究費の管理・使用について(平成29年3月24日付事務連絡)」により、研究者に対して必要以上に書類を求めることがないよう各機関に通知しております。
3. 公募型研究資金全般について			
(1) 直接経費の使用について			
3101	論文投稿料の支出財源について	複数の研究費が並立に論文謝辞に記載されている場合、その研究に貢献した割合で、論文出版に要した経費を予算間で分割して支払うように機関内で指導されている。また、終了後の事業について負担割合を求めた上で、その相当額を校費から支出するよう指示されたことがある。このような運用は文部科学省又は配分機関の指導によるものなのか。	文部科学省及び当省所管の配分機関においては、そのような指導は行っておりません。 また、論文投稿料の合算については、文部科学省所管の競争的研究費全体での共通のルールは存在しておりません。
(2) 間接経費について			
3201	複数の競争的研究費による間接経費の使用について	3つの研究課題で共通して使用する文具については、3等分して、それぞれの間接経費から均等に支出した形で記録すべきか。 また、その場合、支出の根拠となる資料(請求書・領収書など)については、それぞれの研究課題ごとにコピーを添付し、余白に「3つの研究課題で共通使用するため、均等に分割し、支出した」など記載する必要があるか。	3等分する必要はなく、まとめて1つの経費として執行してください。請求書・領収書についても1つを保管していただければ差し支えありません。 このことについて、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」(令和3年10月1日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)においては、「複数の競争的研究費を獲得した被配分機関においては、それらの競争的研究費に伴う間接経費をまとめて効率的かつ柔軟に使用すること。」と定めております。

3202	間接経費の機関内での配分方法について	<p>競争的研究費の間接経費について、被配分機関において、当該研究費を獲得した研究者に配当する場合には、「当該研究者が所属する講座」に対してではなく、「当該研究者個人」に配当する形にしてほしい。</p> <p>(所属講座に配当してしまうと、特に若手の場合など、当該研究者が講座の長では無い場合、当該研究者が自ら獲得した間接経費を自由に利用できなくなるため。)</p>	<p>科研費を含む競争的研究費の間接経費については、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」(令和3年10月1日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、各機関において効果的かつ効率的に執行していただくことが期待されます。</p> <p>https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kansetsu_sikkou.pdf</p> <p>各機関での間接経費の運用において、研究費を獲得した研究者個人に間接経費を直接配分することが、間接経費を効果的に使用していただく上で有効なケースもあれば、部局・講座単位に配分し、それをまとめて使用することにより、効率的かつ柔軟な執行が可能となるケースもございます。</p> <p>このように、どのような運用方法が望ましいかは、機関の規模や特性に応じて異なることから、機関の長の判断により、各機関において最適な運用を図っていただくことが重要です。</p>
4. 科研費について			
4001	科研費で支払可能な物品・契約の範囲について	<p>科研費について、どの経費に研究費を支払うことができるのか。また、文科省に問い合わせがあったものについては、支払可否をリスト化してほしい。</p>	<p>科研費制度は、国公立大学、国立研究開発法人、地方公共団体の設置する研究所、民間企業など様々な設置形態の研究機関に所属している研究者を対象としており、一律の基準や支出に係るルールを設けることは所属機関における研究費の適正な執行管理や研究費の柔軟な使用を妨げてしまう可能性があるため、研究機関における基準やルールに則って使用いただくこととしております。</p> <p>科研費からの経費支払いに当たっては、経費を支払おうとする事柄(「物品」や「料金」等)そのものに着目し、支出の可否を判断するのではなく、「当該経費の支払いが(科研費の)研究遂行上、必要かどうか」という観点で支出の可否をご判断頂くこととなります。</p> <p>具体的には、同じパソコン代金の支払いであっても、(科研費の)研究遂行上必要であれば、代金を科研費から支払うことができますが、(科研費の)研究遂行上、必要ない代金は科研費から支払うことができません(目的外使用に当たるため)。</p> <p>なお、文部科学省及び日本学術振興会では、科研費に関する一般的な質問や、これまで研究者や事務担当者から問い合わせのあった質問などについての回答をまとめ、「科研費FAQ」として掲載・周知しております。</p> <p>http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/faq/1306984.htm</p>

4002	<p>科研費による海外旅行傷害保険料の支払いについて</p>	<p>海外出張の際の海外旅行傷害保険を科研費から支出したいと考えている。科研費FAQのQ4441には「研究遂行上、必要であれば支出可能」とありますが、この「研究遂行上、必要であれば」という条件を満たす基準はあるのか。</p>	<p>科研費制度としては、研究遂行上、必要であれば海外旅行傷害保険料についても、直接経費から支出いただくことは可能です。この「研究遂行上、必要であれば」という判断基準以外で科研費制度として特に設けている基準はありません。</p> <p>それは、各研究課題の進捗状況等によって、どのような経費が研究課題の遂行のために必要であるか、一律に制度側で判断することは難しく、明確かつ具体的な判断基準を設けることで却って科研費の使い勝手を狭めることにもなりかねないためです。</p> <p>そのため、研究代表者及び研究分担者（補助事業者）が当該研究課題の研究遂行上、必要であると判断した経費（直接経費の支出が認められない経費を除く）については、広く使用することができるとしております。ただし、研究代表者及び研究分担者（補助事業者）は、その経費使用に関する判断や用途に関する説明責任を負っていただくこととなります。</p> <p>また、当然のことではありますが、研究費の使用に当たっては、当該経費の支出が科学研究のために交付されている直接経費から支出することが社会通念に照らし妥当であるか、直接経費の使用の優先度として適当であるかといった点も考慮の上、ご判断いただければと存じます。</p>
4003	<p>科研費による学会発表時期について</p>	<p>科研費で新規に研究課題が採択された直後に、当該科研費で学会発表に行く場合、当該研究課題との関係について、理由書作成を必須とする使用ルールがあるのか。 使用ルールでないならば、研究機関のローカルルールであり、そのローカルルールを修正するよう文部科学省から研究機関に対して、通知文を发出することはできないのか。</p>	<p>科研費として「新規採択直後の学会発表である場合は理由書が必要」という使用ルールを定めているものではありません。</p> <p>なお、通知文につきましては、科研費としてではありませんが、科研費も含めた研究費の管理・使用について、平成29年3月24日付事務連絡「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における研究費の管理・使用について」を国立大学法人等に向けて発出しているところです。</p> <p>事務連絡URL : https://www.mext.go.jp/content/1222251_02.pdf</p> <p>当該事務連絡にもあるとおり、ルールの設定については、単にルールを厳格化するのではなく、法人の性格や規模、コストやリソース等を十分に考慮していただきたい旨を大学等研究機関に対して伝えていきます。</p>

4004	休業中における科研費の執行について	科研費に採択されたものの、怪我により自宅療養中となっており、休業中となっている。 そのような場合でも、科研費の研究計画に則り、科研費の研究活動を実施する（科研費の執行を含む）ことは可能か。	<p>休業中の場合、法令や所属機関の規程等の範囲内において、科研費の補助事業を継続し、研究費の執行を行うことは差支えありません。</p> <p>現在、休業中とのことで、研究課題の遂行の進捗状況に遅れが生じている場合には、研究目的を変更しない範囲であれば、日本学術振興会への申請などを行うことなく、研究計画を柔軟に変更することが可能です。また、科研費（補助金分）においては、一定要件を満たす場合に調整金による次年度使用や繰越申請手続きが可能であり、科研費（基金分）においては、特段の手続きを要しない次年度使用や、最終年度の補助事業期間延長承認申請手続きが可能であるなど、研究費の柔軟な執行を可能としています。</p> <p>繰越制度、調整金： https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/rule.html#kurikoshi 科研費の「基金化」： https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/06_kikinka/index.html</p>
------	-------------------	---	---